

< 翻訳 >

イテジン
李泰鎮 「1905年の『保護条約』に対する
高宗皇帝の協商指示説批判」 (下)

**Did the Emperor Gojong Order Negotiations for the
Conclusion of the “1905 Convention”? (II)**

邊 英 浩 [訳]

PYON Yongho

第三章 韓国皇帝協商指示説の記録化の背景

『承政院日記』『日省録』などは、王政のもとで起った事柄を即時に記録する一次史料である。そのため、原田教授はこの史書に収録された「五大臣上疏文」を韓国皇帝協商指示説の根拠として自信をもって提示した。ところが、内容を検討した結果、関連記録は協約を成立させた側とそれに同調した者たちが協約の合法性確保のため、事後に辻褃を合わせながら事実を歪曲・誇張した疑いが濃厚となった。それでは、このような辻褃合わせが、どのようにして韓国皇帝の「公的日記」にまで浸透することができるようになったのであろうか。

『承政院日記』は、王の秘書機関である承政院の官吏（注書）らが、王の動静と言説を記した記録と、承政院を通して国王に奏上し国王から各官署に下された文件を総合的に整理し、月別にまとめた書籍である¹⁵。『日省録』は、正祖（在位；1776～1800年）が朋党政治の弊害を克服するため、国王中心の国政運営を目標として承政院とは別に奎章閣という新しい近侍機構を創設し、その閣臣たちが国王自身が政事を吟味・反省することができる資料として編纂するようにしたものである。この記録は君主の「日省」の効果のため、核心部分を把握するのに有利な綱目体を採用している¹⁶。

王政の当代記録としての『承政院日記』と『日省録』は、高宗時代にも存続した。しかし、1894年のいわゆる甲午改革以後、担当機関である承政院や奎章閣の頻繁な変革によって、その記録体系も大きな変動を被ることとなった。甲午改革は、近代化の転機という意味もなくはないが、一方では、その過程に日本の侵略主義が深く浸透した跛行的な面も少なくなかった。1894年6月8日、東学農民軍鎮圧の名目で朝鮮半島に出兵した日本軍は、10日にソウルに進駐し内政改革案を提示した。朝鮮政府が外国の要求する内政改革を拒否すると、7月21日、8000人余りの日本軍がソウルを包囲する中、一個大隊の兵力が0時30分に景福宮（当時の王宮：訳者註）に侵入して占領した¹⁷。引き続き日本軍は7月23日に成歓で清軍と衝突し、清日戦争を引き起こした。このように戦時状況が醸し出される中、7月27日には朝鮮内政改革の主導機構として軍国機務処が設置された。この機構は、10月29日（陰暦10月1日）までの約3ヶ月間、約210件の新たな措置を下した。これが、いわゆる甲午改革の始まりである。

朝鮮の内政に対する日本の関与は、このように改革を名分としていたが、実は朝鮮国王の政治の主導権を弱体化させ、朝鮮内政に対する日本の支配権を強化することに目的が置かれていた。そこで、王室を政府から分離させる政策が具体的に施行された。すなわち、これまで国王の高宗が王政の中心機構としてきた内務府を廃止して宮内府と改称し、近侍並びに内需関連機構だけをその所属とした。そして、王政輔弼の中心であった承政院と奎章閣はそれぞれ承宣院と奎章院に改称され、宮内府の属司に編入された。その地位が大きく格下げされたのである¹⁸。

一方、議政府の方は、六曹を六衙門に、領議政を総理大臣と改称し、総理大臣に全ての政務が集中するようにした。総理大臣は、内閣の首班としてあらゆる政令を整えて、最終的に王の決裁を受けるようにし（7月22日頒布の宮内府官制、8月20日¹⁹）、国王は内閣会議に参加することさえできなかつた。改革の中心機構として新設した軍国機務処もその傘下に置き、朝鮮駐在日本公使館がこれを操ろうとした²⁰。しかし、このような状況下においても君主の高宗は、承宣院に六房承旨（宣）制度が維持されていることを根拠に自身の政治力を蘇えらせ、9月には人事権を回復する水準にまで至った²¹。承宣院は以前の通り『承宣院日記』を作成することもできたが、他方、奎章院では重要な業務であった『日省録』の編纂が中断された。

日本政府は、9月28日、大鳥圭介公使を井上馨と交替させた。軍国機務処体制が失敗したと判断し、外務大臣だった井上を朝鮮駐在公使として特派したのである。井上は、11月21日、軍国機務処を廃止しつつ、君主である高宗の親政を電撃的に宣言することができるようにした。しかし、これは高宗の君主権を蘇えらせた承宣院の廃止を目的にした一つの策略だった。井上は、宮内府参議が承宣院の役割を代替するようにし、12月から1895年1月までの間に40人余りの日本人顧問官を朝鮮政府の各部に配置させた²²。井上としては、朝鮮政府の主要官府に日本人顧問官を布陣することが、朝鮮支配の近道だと判断したのだ。この転換で注目されるのは、『承宣院日記』が『宮内府日記』に変わった点である。

『宮内府日記』には、以前の『承政（宣）院日記』とは異なり、文官・武官の人事決裁（吏批・兵批）の記事が消滅し、王命出納者としての宮内府職員の姓名も消えている。数百年来、王政の下で鉄則の如く守られてきた記録形式が急激に変化したのである。代りに国王と第一線の大臣たちが直接意見を交換するという記録方式が採択された²³。これは、近侍職の統制ラインが崩壊したことを意味している。井上はまさにこれを狙ったのである。

1895年4月2日付で宮内府官制は再度変化した。この時、近侍の任務を帯びた侍從院が新設され、その中に秘書監が置かれた²⁴。これも井上公使の策略であった。秘書機関だけではなく宮内府全体が大きく縮小していく趨勢であった。当時は日本軍が戦争で連戦連勝する状況であったため、それを背景に朝鮮君主に対する圧力を緩めなかつたのである。侍從院は侍從と侍講に、秘書監は君主の秘密文書及び文書の保存担当に、それぞれ任務が限定され、過去に承政院が担っていた王命出納の機能は跡形もなくなった。秘書監の役割は、宮内の雑務と各種祭祀の執行にとどまったのである。君主が内閣に自分の意思を反映させることができるルートは当然消滅した。このような中、10月8日、王妃が弑害されるという事件まで発生したのである。

1895年11月10日に宮内府官制が、再度改定された²⁵。今度は、高宗が反撃する番であった。王妃弑害事件（乙未事変）で高まった反日感情を背景に、君主が脱出口を捜し始めた。侍

従院傘下の秘書監を秘書院として独立・昇格させ、1896年1月1日から本格的に稼働させ始めた。重要な人物たちを起用し、王命出納の機能も徐々に回復していった。²⁶

1897年1月4日には奎章閣も本来の奎章閣という名称に復帰した。その年の10月に大韓帝国が出帆した後、皇帝権が安定してくると、これまで被害を受けた奎章閣による王政記録の伝統を回復する作業も計画された。²⁷『日省録』の編纂制度が1901年（光武5）9月に復活し、その間に断絶した部分に対する補充作業も試みられた。記録の散失により不正確なところが多かったが、伝統の復旧という点に大きな意義があったのである。

改革を名分とした日本による君主権の侵奪は、このように王政記録の伝統を構造的に破壊していたが、それは王政に対する記録業務を担当した者たちが王命出納権を持っていたことから、不可避的に起きた現象であった。これに照らしてみると、1905年11月以後の『日省録』『承政院日記』の記録管理権も、君主が掌握していたものとみなすことはできない。

大韓帝国皇帝の近侍の職能は、1902年3月2日の秘書院官制の再度改正により、ほとんど原状を回復する水準に至った。秘書監（卿・丞）による官吏たちの過失に対する推考権、王命出納権、王宮諸門の錠前管理権などを、全て回復する水準に至ったのである。²⁸光武政権の安定を反映する成果だった。しかし、1904年2月に日本が露日戦争を起こすと、状況は再び悪化し始めた。

1904年8月22日の、いわゆる第一次日韓協約は、韓国政府に対して日本政府が推薦する財政顧問と外交顧問を雇うことを規定した。しかし、実際に韓国政府が雇わなければならない日本人顧問はこの二つの分野に限定されたものではなかった。清日戦争時のように、戦時の軍事力を背景とした日本側の顧問官投入がまた始まったのである。協約公表後、財政・外交両顧問が契約を結ぶ前の9月10日に、まず宮内府顧問（加藤増栄）から任用された。²⁹日本側は10月27日、官制校正所を設置して政府機構を大幅に縮小し始めた。この時に出された「議政府組織、及び各大臣服務に関する内規」により、皇帝の官吏任免権を制限して、秘書院の王命出納権による検閲・制限を行うことができないようになった。大臣たちが秘書院の統制なしに、意のままに皇帝に上奏できるように変更したのである。君主権を制約するための試みであったのである。³⁰

日本公使林権助の主導の下、以後「宮中肅整」を名目として、その間、皇帝の直接的な指揮の下で運用されてきた宮内府傘下の近代化事業担当の部署であった鉄道院と西北鉄道局が廃止された。³¹引き続き1905年3月4日には、鉦学局、博文院、緩民院、平式院、通信司なども相次いで廃止された。最も注目されるのは、秘書院が秘書監と改正されて光武改革以前の状態に戻されたことである。秘書監は王命出納権を大きく侵害されただけでなく、推考権、王宮諸門の錠前管理権を再び喪失してしまった。1905年3月4日からこの制度が廃止される1907年11月27日まで約2年間、秘書監の代表である秘書監卿は19回も交替させられるほど不安定な状態だった。³²奎章閣も、3月24日の宮内府官制改正を通して、「皇室典範及び記録保管を管掌し、列聖禦製・禦筆及び禦真を奉蔵する」だけの任務に局限された。³³1901年に復旧された独自の『日省録』編纂権も、もうすでに失われていた。1905年12月16日の「五大臣上疏文」は、まさにこのような状況の中で記録として掲載されたのである。

1905年12月現在、秘書監には卿1人、丞5人、郎4人の職員がいた。奎章閣にも学士1

人、直学士1人（勅任）、直閣1人、待制各1人（奏任）、主事4人（判任）などがいた。しかし、上述の如く、それぞれの重要な機能、特に王政日記の編纂権はすでに喪失した状態であった。『秘書監日記』の場合、秘書監が常に君主に付き従い君主の動静と言説を記録するという活動は行えなかったし、皇帝が各大臣並びに官署に下した勅命や各官署から上げられた建議文を収集するということも叶わなかった³⁴。そして『秘書監日記』には、どこにも記録者の職名や姓名がみられない。『秘書監日記』に比べて、より多くの編纂過程の段階を経る『日省録』の場合も同じである。ここにも記録責任者に関する明示は全くない。1904年2月、露日戦争後、皇帝権が制御された状態で残された皇帝政日記類の内容不十分な状況は、すなわち、1904年9月10日に日本人宮内府顧問が投入された後、彼らが秘書院と奎章閣の機能を直接統制した結果であった。1905年12月の16日の「五大臣上疏文」の登載も、このような体制の下で日本側の意向に沿って行われたものであり、皇帝の承認可否とは無関係なものであった³⁵。

「五大臣上疏文」が出された4日後の12月20日、警務顧問丸山重俊は特命全権公使林権助に、次のような情報を上げている。すなわち、「過日五六大臣等カ上疏ニ對シ國王ヨリ批答ハ明瞭ヲ缺ク以テ再ヒ上疏ヲ爲シ明確ナル批答ヲ得ントスルノ説アリ」という報告があった³⁶。先に言及したように、五大臣側が上疏を奏上する時は、林公使と事前に内容調整を行っていた。この記録によれば、警務顧問側も同様の問題に対する動向把握を続けていたのである。この情報ラインから、国王から出された批答が満足のいくものでないという評価が出たという点は注目される。物理的な圧迫によって皇帝が批答自体を拒否することができなくなっていたものの、皇帝は「明瞭な答」を与えたわけではなかったのである。もし、「調印始末」や「五大臣上疏文」のように、皇帝が伊藤大使に協商調停権を付与して、大臣たちに協商を指示したのならば、このような「不明瞭な」批答はあり得ない。

第四章 韓国皇帝側の公式的な代弁記録

それでは、現場の真実はどのようなものであったのだろうか。純粹に韓国皇帝側の主張を代弁する記録こそが、これに対する答を与えてくれることになるであろう。それに該当する代表的な記録として、次の二つを挙げることができる。

- (1) 1906年6月22日付、韓国皇帝が九つの修交国元首たちに送った親書（以下「親書」と略記）³⁷
- (2) 1907年6月27日、ハーグ万国平和会議に提出した控訴詞（以下「控訴詞」と略記）³⁸

まず、「親書」は、この条約が強制によって成立した点に対する3種類の証拠を次のように提示した³⁹。

1. 我が政府の大臣が調印したと云々することはまったく正当なものではなく、脅迫を受け強制によって成立したものであり、
2. 朕は政府に調印をするように指示したことはなく、
3. 政府会議云々というが、国法に依拠せずに会議を行ったものであり、日本人たちが大臣を強制的に監禁したまま会議をおこなったのである。

このような状況は、すなわち万国公法に違反したものであるので、この条約は当然無効とい

う主張である。ここで協商指示説との関係で注目されるのは、二番目の「朕は、政府に調印をするように指示したことがない」と明らかにした点である。これに対する言明は「控訴詞」においても具体的に明らかにしている。

まず、15日の謁見で、皇帝が伊藤特使の提案に対してみせた反応については、次のように叙述されている。

- (ア) 伊藤特使が自分にこのような提案をしに来たということは、全く想像もできなかった。
- (イ) このような国家の重大事は、元老重臣、朝野百官、士林及び国民に対してあらかじめ相談するものであり、皇帝単独では決めることができないものである。
- (ウ) 伊藤の極度の強迫にもかかわらず皇帝陛下が彼に答えたことは、この提案を認許することは亡国であるので、それならばむしろ、国家のために朕自身が殉国する、というものであった。

この言明は、すなわち絶対的な拒否意思を表明したもので、都築馨六の「伊藤博文復命草案 明治38年12月8日」に本来「韓国皇帝ニ於カセラレテモ大體今回ノ提案ニ同意セラルルニアラザレバ」と記述されたことと一致するものである。

「控訴詞」は、引き続き17日午後8時頃、伊藤特使が長谷川司令官とともに現場に到着して起った状況について、次のように明らかにしている。

- (エ) 伊藤は宮内府大臣李載克を呼んで、直ちに自身が皇帝に謁見するということを陛下に要請するために高宗のもとに送ったところ、彼は、皇帝が病中にあるので謁見することができないという回答をもちきたった。伊藤は「皇帝陛下が病中なら私自身が陛下に謁見するために門前まで行く」と言ったが、それに対し陛下は「彼に会うのは無益であり、ただ大臣たちと決める問題である」と言った。すると伊藤は「閣議を再び開始せよ」という命令だと言いながら会議室に戻った。また、彼は参事員書記を呼んで、条約文を書くようにした。

皇帝は15日の謁見で伊藤特使の意向を全て分かっていたし、17日当日の午後遅くにまた現われた彼に会う必要性をまったく感じなかったのである。彼との再度の謁見は完全に「無益な」ものだと明らかにして、「ただ大臣たちと決める問題だ」という言葉を大臣らに伝えた。表現通りならば、これは皇帝が大臣たちと共に議論して決める問題という意味である。実際に先に言及したように、議政府会議に関する規定によれば、日本側から外部大臣が受け取ったこの条約締結の提案は、議政大臣会議に回附されるのが公式的な手続きだった。「親書」での政府会議に関する言及(3)も、まさにこれを示すものである。高宗皇帝は、伊藤特使が慶運宮に参内する直前、宮内大臣李載克を大観亭の伊藤特使のもとに送り、協約案の決定を2、3日間延期することを要求したりした。16日に受け取った日本側の提案に対し、韓国政府がどういう形であれ、対処しようとするれば、議政府大臣会議を開催する時間が必要であったのである。それにも拘わらず、日本側が自分たちが決めた日程通りに押し進めるという状況となっていたため、韓国皇帝側から、このような「2、3日間の延期」という提案がでてこざるをえなかった。皇帝は、手順を正しく踏むことが状況打開の第一歩と考えたのかも知れない。伊藤特使には、皇帝側のこのような制度に基づいた進め方は一層重荷であったろう。こうして、再謁見の要請が拒否されると、皇帝の発言を「閣議を再び開始せよ」という言葉に変えて、協約の強制締結への通路を開いたのであ

る。仲裁任務付与説は、このような暴力的行為を糊塗するため、事後に作り上げられたものだったのである。

結びに代えて

1905年11月17～18日の間に強要された、いわゆる日韓協約（保護条約）に対する日本側の公式記録、並びに日本側の影響力のもとで作成された韓国側の「五大臣上疏文」に対する検討により、韓国皇帝の協商指示説及び同意説が、事後に行なわれた処理により甚だしく歪曲させられた形で成立したものであったという事実が明らかになった。協商指示説及び同意説は、特に「五大臣上疏文」が国王の「公的日記」である『日省録』に掲載されたことを重要な根拠としていたが、ここに掲載されたからといって、直ちにこれを君主が公認したものと解釈することは、あまりにもナイーブな判断であるという事実も明らかになった。日本側は清日戦争や露日戦争期にひたすら韓国の君主権の弱体化を企て、この時に「公的日記」を担当する近侍職は、真っ先に封鎖・掌握の対象となったのである。1905年11月に強制した協約に関する公式記録化作業においても、実際には記録管理職が全て日本側によって掌握された状態で辻褄を合わせるという形で成立したことがわかった。要するに日本側が対外的に協約の正当性に対する論拠を樹立した後、これを公式化する過程において、韓国で五賊とされる李完用等にも弁明の機会として準備しておいた論拠を提供し利用させるようにしたのである。

日本側のこのような歪曲作業は、単に政府次元の公式記録に限定されたものではなかった。言論媒体を通じた大々的な広報によって、大衆の認識を誤導したのである。『東京日日新聞』の関連報道はその好例である。この新聞は、協約強制直後の11月19日付の「日韓新協約」という記事で「韓帝及要路の危懼浚巡して容易に我要求に応ぜざるべしとは、吾曹の世人と俱に憂へざるをえざりし所なり。……若夫れ新協約にたいする批判に至ては、他日其詳細の報に接すに至て更に論ずる所あるべし」と報道した。韓国側の強い反対を隠すことができない憂慮に溢れた論調だ。ところが、11月25日付の「韓国御前会議」という題目の記事の論調は全く異なっている。すなわち「韓帝は絶対に御同意の事なれば、固より御異存のあることなく、爲めに各大臣も遂に一致同意。朴外相は外部より官印を齎らしめて全く調印を了ふるに至り」と記述したのである。12月16日付の「韓皇御の希望」の曲筆はさらに甚だしくなる。すなわち「皇帝陛下は伊藤大使が前後両回の謁見に於て、長時間親切に説明せられたる所に依り、該條約締結の止むなきを了解せらると同時に」、「韓國及び皇室の地位と面目に利益ある修正を加へんとし、且、之が爲め調印を數日間延期せんことの希望を有せられたるは事實なり」、「従つて韓參政の全面拒絶論に對し許可を与へず、反つて林公使との間に和衷協商を盡すべしとの勅命を繰り返して各大臣に与へられたり」と記述したのである。「調印始末」を通して整理された論拠が言論媒体によって大衆社会に伝播する過程がはっきりと現われている。100余年が経過した今日の時点で、「五大臣上疏文」などを根拠として韓国皇帝協商指示説及び承認説を主張することは、当時、協約を強制した日本側指導者たちの策略と歪曲を擁護・代弁することに他ならないのである。

※ 付記 翻訳は邊英浩 (Pyon,Yong-Ho) と金京子 (Kin,Kyo-Ko 翻訳家) とで訳文案を作成し、最後

に邊英浩が全訳文を検討、修正した。そのため訳文の最終責任は邊英浩にある。李泰鎮は、「韓国併合条約の歴史的・国際法学的再検討フォーラム ハワイ会議（2005年1月30～2月1日）」に提出した論文をもとにして上記論文を発表したが、ハワイ会議の際に太田秀春（Ohta,Hide-Haru 鹿児島国際大学講師）により日本語訳が作成されており、今回の訳載にあたり翻訳草稿として活用させて頂いたことを記しておく。

注

- 15 チョンマンジョ 鄭万祚「承政院日記の作成と史料的价值」『承政院日記の史料的价值と情報化方案研究』（2003年11月、国史編纂委員会）参照。
- 16 ホンスンミン 洪順敏「日省録編纂過程と構成原理」『朝鮮後期史の宝庫 一日省録の新しい照明』（2004年11月、民族文化推進委員会）参照。
- 17 中塚明『歴史の偽造をただす』高文研、1997年。
- 18 ホンムンギ 洪文基「甲午改革以後、秘書機関の変遷と君主権」ソウル大学修士論文、2004年、26頁。以下、近侍職に関する記述は主にこの論文に拠る。
- 19 7月12日の「命令頒布式」では、すべての法令と勅令の草案を総理大臣が作成したり、各衙門の大臣たちが案を準備して議政府に提出し総理大臣の決裁を経て初めて国王の決裁を請うことができるようにする一方、国王には法令や政策を提案する権限や機会を与えなかった。
- 20 洪文基前掲論文、25～26頁。
- 21 洪文基前掲論文、35頁。
- 22 洪文基前掲論文、36頁。
- 23 洪文基前掲論文、37頁。
- 24 洪文基前掲論文、37～38頁。
- 25 洪文基前掲論文、39頁。
- 26 洪文基前掲論文、40頁。
- 27 ヨンカッブス 延甲洙「日省録の史料的价值と活用方案」『朝鮮後期史の宝庫 一日省録の新しい照明』（2004年11月、民族文化推進委員会）44～45頁。
- 28 『高宗皇帝実録』巻45、光武6年3月2日。洪文基、前掲論文、43頁。
- 29 ソヨンフイ 徐英姫「1894～1904年の政治体制変動と宮内府」『韓国史論』23、1990年、201頁。
- 30 洪文基前掲論文、45～46頁。
- 31 徐英姫前掲論文、201頁。
- 32 洪文基前掲論文、47頁。
- 33 『高宗皇帝実録』巻45、光武9年3月4日。布達第126号。
- 34 洪文基、前掲論文、47頁。
- 35 秘書監は、高宗皇帝が強制退位させられた後、1907年11月27日に廃止された。これは皇太子が即位（登極）に同意して、11月18日に太廟に参拝して来た直後の時期である。以後の皇帝周辺に関する秘書的機能としては奎章閣のみを残し、記録も『秘書監日記』（承政院日記）や『日省録』などは皆無くなり、統監府が主導した行事に皇帝が参加したことなどを記録した『奎章閣日記』だけが残った（『韓国民族大百科辞典』韓国

精神文化研究院刊行、参照)。

- 36 『駐韓日本公使館記録』24、239頁、(49) 秘第174号 一進会動向、五大臣上疏、英親王近況に関する件報告。
- 37 ハルバート氏を特別委員とし、イギリス・フランス・ドイツ・ロシア・オーストリア・ハンガリー・イタリア・ベルギー及び清国の元首に送った。オランダ・ハーグ万国公判に送ろうとしたハーグ万国公判所の公正な審理を要請するための親書。
- 38 尹炳奭^{ユンビョンソック イサンソル} 『李相高伝』(一潮閣、1984年) 65～85頁に収録されたものを活用する。
- 39 金基奭^{キムギソック} 「光武帝の主権守護外交、1905～1907 —乙巳勅約無効宣言を中心に」李泰鎮編『日本の大韓帝国強占』(カッチ、1995年) 255～257頁。